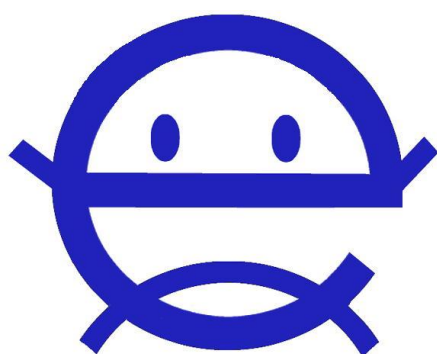


いじめ防止対策基本方針



上越市立東本町小学校

上越市立東本町小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」を受け、東本町小学校の実情を基に、いじめの未然防止及び早期発見・即時対応に向けて、校内組織体制と保護者・地域との連携を確立するために定めるものである。

当校は、人権教育、同和教育を教育課程の中核として位置付けた教育活動を推進している。いじめ問題については、知的理解と感性的理解の両面から指導等を展開するとともに、生活実態に基づく情報の共有化に努めている。しかし、児童の生活環境や人間関係等は、日々変化し、「いじめは、いつ、どの学校・学級でも発生しうる問題である」との認識が今まで以上に必要である。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、「上越市立東本町小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

＜職員間での共通理解事項＞

- 1、「いじめは、いつ、どの学校・学級でも発生しうる問題である」との認識に立ち、児童のみとりと職員間の情報の共有化を図る
 - * “いじめのないクラス”を誇るのではない。いじめにつながる兆候をより早く察知し、職員全体に知らせ、児童の視点に立った取組を第一とする。
- 2 周囲のサポートを受けることは、恥ずかしいことではない
 - * 学級や学級担任だけで学級づくりや問題解決を行おうとするのではなく、チームで学級づくりにあたることを前提として取組を推進する。

1 いじめの防止等のための基本方針

当校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当校児童に対して、当該児童以外の当校の児童等、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級及び部活動の児童、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめ防止等のための対策の基本理念

当校は、すべての児童及び教職員・保護者が、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通します。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関等との連携協力に努めます。

(3) いじめの防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見・即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、ホームページや学校だよりなどで広報と啓発を行う。

2 いじめ防止等の対策（及び発生した場合）の組織

当校は、いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織します。

(1) いじめ防止対策委員会

◇委員長 … 年度における主任

◇委員 … 同和教育主任、教務主任、生活指導主任、養護教諭、PTA役員。必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

【いじめ防止対策委員会の役割】

◇気になる子どもへの支援

毎週1回行っている全職員参加での「気になる子どもの情報交換会」を行い、情報の共有化を図り、随時気になる児童への支援策を考える。

(2) 緊急いじめ対策委員会 *対応については、別紙<いじめ対応カード>による。

いじめが発生したと認知した段階で、緊急いじめ対策委員会を立ち上げる。

◇委員長 … 校長

◇委員 … 教頭、いじめ防止対策委員、その他関係職員、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

3 基本施策

(1) 未然防止の取組

<未然防止重視の背景>

いじめは、人間の尊厳に関わる重大な問題である。一人一人が自己の問題としてとらえ、未然防止に向けた教育活動が重要である。また、近年、様々な情報機器等の普及に伴い、いじめが目につきにいく状況にもある。ときとして、加害者は被害者になる場合もあり、すべての児童が、いじめに巻き込まれる可能性がある。そこで、全員を対象に全教育活動を通して、日常的に働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策となる。と同時に、その取組の一層の充実を図るため、思考の発達段階に応じた意図的・計画的な同和学習を推進していく。

① 豊かな人権感覚を磨く

ア いじめを扱った同和学習（生活体験学習）の実施

イ 職員研修

◇人権教育、同和教育に関するもの…校内研修

◇いじめに関するもの…『いじめに関する校内研修ツール』を利用した研修

◇発達障がいに関するもの…特別支援教育に関する研修

ウ 保護者、地域住民への啓発

エ 児童・保護者、地域住民を対象にした情報モラル教育の推進

② 安全・安心な学校生活を保障する

ア 学級づくりに関わる研修

◇学級づくり研修会の実施（夏季休業中、冬季休業中）

◇学習規律…『ひがしの子学習のきまり』

◇生活規律…『ひがしの子生活のきまり』…計画的な全校 SSE

ウ 分かる授業づくり

◇すべての児童が授業に参加できるための授業改善…学習の UDL 化

◇すべての児童が授業で活躍できるための授業改善

エ 情報モラルの育成

◇LINE 等を介したネット上のいじめは、事実関係の把握が非常に困難なため、早期発見や即時対応が難しい。そこで、年度初めの学校説明会において SNS に関するいじめ事例を取り上げて危険性を伝え、責任ある対応を求める。

③ 自尊感情を育てる

- ア 計画的な全校 SSE の実施
- イ ふれあい班での縦割り班活動とふれあい活動(清掃、集会、遊びなど)
- ウ 保護者、地域との交流活動

(2) 早期発見のための措置

<早期発見の基本>

- ◇児童生徒のささいな変化に気付くこと
- ◇気付いた情報を確実に共有すること
- ◇(情報に基づき)速やかに対応すること

- ① 変化を発見する機会を増やす
 - ・自習時の代教者の確実な配置
 - ・休み時間の見回り…トイレ、下駄箱、体育館等
 - ・ぐんぐんノート(自主学習)での日記(個人ノート)の活用
 - ・いじめに関するアンケート調査(毎月末)及び教育相談(6月、11月、2月)
 - ・学校訪問カウンセラーによる教育相談
 - ・保健室の来室回数や様子
- ② 情報の共有…“違和感”を感じたらとりあえず知らせる。
 - ※些細な“違和感”を口に出す勇気をもつ。
 - ※5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を基本とする。
 - ・口頭による伝達(ア担任に イ生活指導主任に ウ教頭に)
 - ・週1回の情報交換会の実施(保健室の利用状況も含める。)
 - ・教育補助員、介護員…紙ベースで特別支援教育コーディネーターへ
- ③ 暴力的な行為や暴力を伴ういじめへの対応
 - ・速やかに止めることを最優先とする。
 - ・一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為を止める。
- ④ 何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを教頭に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

【学校におけるいじめサインの例】<指導の指針より>

- ☐急な体調不良 ☐遅刻や早退の増加 ☐授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- ☐学用品、教科書、体育着の紛失 ☐学用品の破損、落書き ☐授業への遅参
- ☐保健室への来室の増加 ☐日頃交流のない児童との行動
- ☐発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ☐多数児童からの執拗な質問や反駁
- ☐図工や家庭科、書写等での衣服の過度のな汚れ
- ☐行間や休み時間の単独行動 ☐特定児童の発言へのどよめきや目配せ ☐突然のあだ名
- ☐特定児童からの忌避、逃避 ☐特定児童の持ち物からの逃避 等

【保護者として】<指導の指針より>

- ・我が子の前で他の児童生徒を批判するなど、いじめを挑発・助長する可能性があるような言動をしないこと

⑤地域・家庭・関係機関との連携

- ・学校だよりなどによる教育活動の広報と周知
- ・登下校での交通安全指導など活動を通じた児童の実態の情報交換
- ・主任児童委員、民生児童委員と学校職員との情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】〈指導の指針より〉

- ☐登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐一人だけ離れて登下校している。 ☐故意に遅れて登校している。
- ☐地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- ☐公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

(3) いじめが起きた場合の対応の明確化

別紙「いじめ対応カード」をもとに、校長を中心とした指導体制で全職員が組織的に指導に当たる。

(4) いじめが起きた場合の具体的な指導内容の明確化

別紙「いじめられている児童への指導」「いじめている児童への指導」「学級への指導」「当該児童の保護者への対応」「PTAや地域への対応」「教育委員会への報告」「報道対応」に示した内容を基本に指導し、対応する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

情報モラルに対する指導を「情報モラル指導計画」に従って、確実に指導を行う。あわせて保護者への啓発も行う。

(6) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも3か月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。学校職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ・不登校対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

いじめを受けた児童の心身の苦痛については、本人及び保護者に面談等で確認し、認められることとする。

(7) 評価について

学校評価や教員の評価として、学校におけるいじめ防止対策等の取組状況を積極的に評価する。

4 重大事案への対処

(1) 重大事案の発生と報告

①重大事案の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

②重大事案の報告

学校は、重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者等からあった際、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け、初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

①いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童の心の安定を図るため当該児童が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したくない傾向が見られることから、児童の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童から得た情報と照合を図り、事案の全貌把握に努める。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き事案を報告した上で、在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

③ いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係に

ついて、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童のプライバシー保護に十分配慮する。

② 教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し、迅速にいじめの全貌を整理し、報告書等を教育長に提出する。また、校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

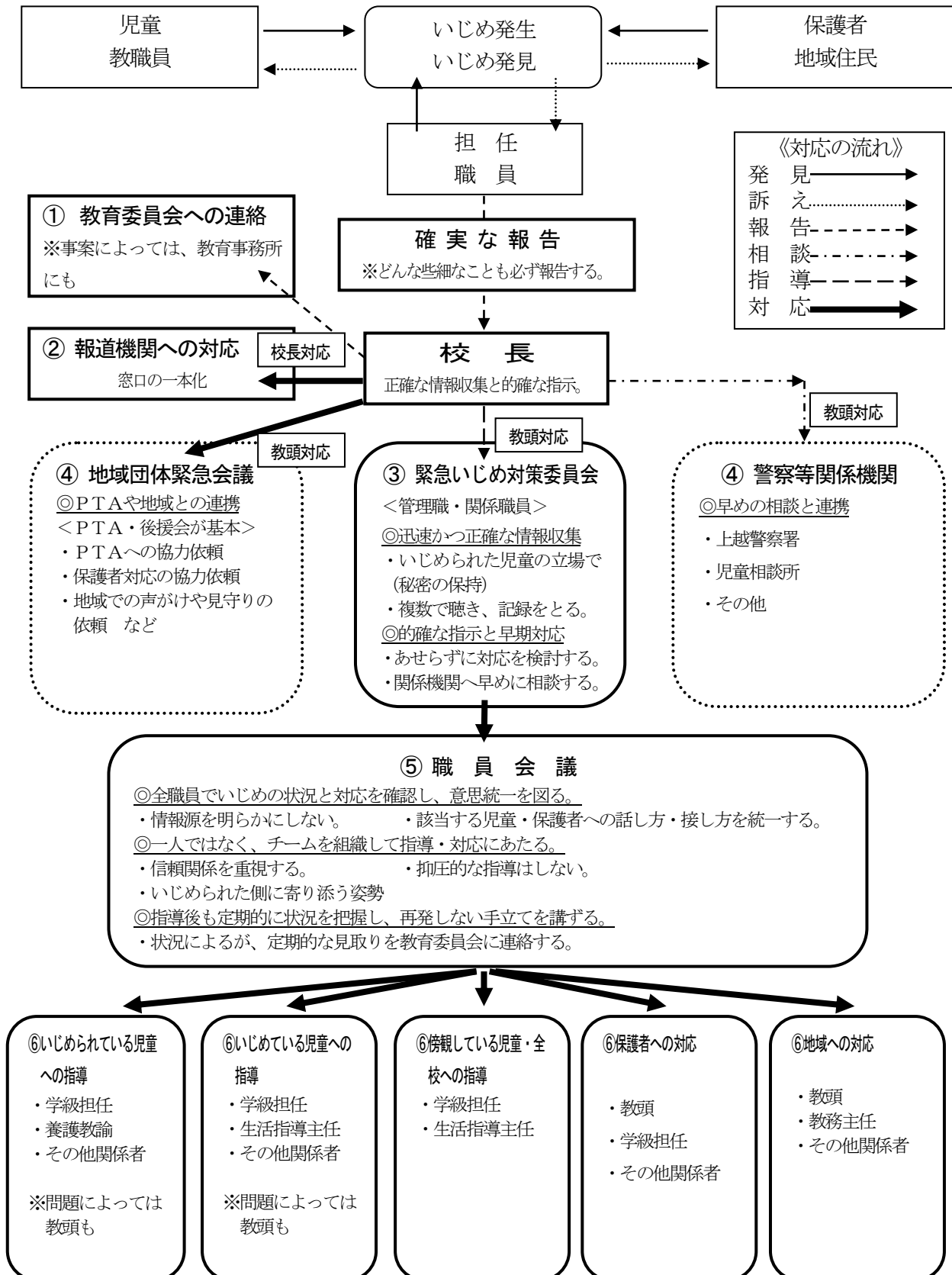
③保護者への報告

児童生徒や保護者がいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告する。

いじめ対応カード

別紙1

※校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。



＜いじめの早期発見のために＞

いじめは、潜在化の傾向にあり、発見するのが難しくなっていると言われる。学校でいじめを発見するのは教師の役目である。小学校低学年の時期は、児童の様子から発見するのも容易だが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなる。教師は、自己の感性を磨き、いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という認識のもとで、児童が発する小さなサインも見逃さず、「いじめ発見100%」を目指して取り組まなければならない。

◇教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解

- ・時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。
- ・全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見落とさないようにする。
- ・担任を中心に、生活ノートや班ノート等を活用して児童理解に努める。
- ・定期的に面談やアンケート調査を実施する。

◇日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

- ・気になる児童がいた場合は、必ず担任へ伝えるとともに確実に管理職へ報告する。
- ・職員朝会や職員終会、休み時間等において日常的に情報交換を行う。
- ・定期的な情報交換を実施する。(週1回の職員終会)
- ・養護教諭をはじめ、級外職員等からも情報を収集する。
- ・初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い、早期解消に努める。

◇家庭・地域との連携を密にした情報交換

- ・日頃の生活の様子や気になることを随時家庭に連絡するとともに、家庭からも情報がもらえる信頼関係をつくる。
- ・地域で児童のトラブルやいじめを発見した場合は、確実に連絡をしてもらう。

＜いじめられている児童への指導＞

いじめられている児童を発見した場合は、どんな場合においても、いじめられている児童の立場に立って対応し、「いじめられる側にも問題がある」などと、当該児童を追い詰めるようなことは、決してあってはならない。教師は、徹底的に聞き役に回って、当該児童の辛い気持ちを理解するように努める。

1 基本的な姿勢

- (1) いじめられている児童の立場に立って対応する。
- (2) いじめの状況を把握し、いじめられている児童の安全確保を最優先に行う。
- (3) 家庭と連携して児童をしっかりと見守る。
- (3) いじめが解消した後も、いじめが再発していないか観察を続ける。

2 事実の確認

※ 秘密を守ることを約束してから、

- (1) いつごろから
- (2) 何をきっかけに
- (3) 誰から(何人から)
- (4) どこで
- (5) どんなやり方で
- (6) 何をされた

3 事実の確認の聞き方

- (1) 話をうなずきながら聞く。
- (2) 本人の訴えた言葉を繰り返しながら聞く。
- (3) 話が混乱しているときには、内容を整理してやり、1つ1つ確認する。
- (4) 分からないことは質問してよいが、無理強いをしない。
- (5) 本人が努力していることを認める。

<いじめている児童への指導>

いじめは、いじめられている側に原因があったとしても絶対に許されるべきものではない。どんな理由があるにせよ、「いじめの側が悪い」「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導しなければならない。

1 基本的な姿勢

- (1) まずは、いじめをやめさせ、いじめられている児童が安心できるようにする。
- (2) いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
- (3) いじめは、いかなる理由があっても認められないものである。
- (4) いじめた責任は、謝ってとれるものではない。いじめられた児童が、安心して学校生活が送れるようにすることが、責任をとることであることをいじめた児童にしっかり指導する。
- (5) 当該児童との信頼関係に立ち、当該児童自身の問題行動の解決を図る。
- (6) いじめを許さない行動がとれるよう指導する。

2 指導のポイント

- (1) 事実に従って指導する。
- (2) 事実を明確にする。
 - ・何があったのか。どんな行動をとったのか。 ・いつごろから。どんなときに。
 - ・どこで。(教室、トイレ、下校中) ・どんな気持ちで、何が気に入らないのか。
 - ・誰と
- (3) いじめを認めたら、相手の立場に立ってよく考えさせ、反省させる。
 - ・相手の思いや悩み ・苦しんでいる姿
- (4) いじめた責任を自分でとらせる。
 - ・相手にしっかり謝罪する。 ・相手が安心して学校に来られるようにする。
 - ・いじめを見かけたら注意できるようになる。
- (5) 当該児童生徒が理解しない場合は、急がず理解できるまでねばり強く指導する。
 - ・悪質なもので反省の色が見えず、いじめが継続する場合は出席停止も考える。
- (6) 複数でいじめを行った場合は、全員が納得するような指導や説明に心がける。
 - ・個別に事情を聴くようにする。

<学級への指導>

いじめは、いじめられた児童といじめた児童だけの問題ではなく、周りの児童の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりする。そこで、いじめは当事者だけの問題ではなく、周りにいる観衆、傍観者といわれる人たちの存在が大きいことを児童に理解させる。全職員による協力体制のもとで、観衆や傍観者をつくらない学級経営に努める。

(1) 基本的な姿勢

- ①すべての児童に、いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
- ②観衆や傍観者も加害者になることを理解させる。
- ③いじめをなくす活動を児童が自ら取り組むように指導する。

④いじめを抑止する学級集団づくりに努める。

◎ 観衆（面白がったり、はやし立てたりする児童） ※いじめを助長する存在

- ① いじめが面白いと思っている。
- ② いじめられている児童へ不快感をもっている。
- ③ 仲間はずれにされるのではないかと怖がっている。

◎ 傍観者（無関心や止めさせるかなど葛藤している児童生徒） ※いじめを支持する存在

- ① 無関心な児童
 - ・ 人間関係や人との関わりに無関心で、自分が関心があるものにしか気が向かない。
 - ・ 周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。
- ② 葛藤している児童
 - ・ 正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
 - ・ 「次は自分がいじめられるのでは」などの不安がある。

（２）指導のポイント

- ① いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度で決まることを指導する。
 - ・ 観衆や傍観者も加害者という自覚を深めさせる。
 - ・ 間違ったことを指摘することの必要性和大切さを徹底して指導する。
- ② いじめられている側にも問題があるという考えは許されない。
- ③ 具体的な事例をもとに指導する。
 - ・ 当該児童を傷付けないように十分に配慮しながら、実際にあったことをみんなに考えさせる。
 - ・ いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。
- ④ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
 - ・ 他人に優しくしたり、優しくされたりする経験を増やし、意識させる。
 - ・ 思いやりのある行動を取り上げ、広める。
 - ・ 日常生活や体験活動を通して、温かい人間関係を築く。
- ⑤ 「命」を大切にする指導、思いやりの気持ちを育てる指導などの心の教育を徹底させる。
- ⑥ 児童自らが、児童会活動を通して、いじめの防止や解消に取り組むように指導する。

＜当該児童の保護者への対応＞

保護者としては、いじめられていても、いじめていても、辛い気持ちは同じである。親の立場に立って対応するように心がける。そこで、大事なことは、最初に保護者へ連絡するときは、事実確認や指導方針を確実に理解してもらうために、電話連絡ではなく、直接会って丁寧に説明する。

（１）いじめられている児童の保護者への対応

保護者は、我が子がいじめられていることを知ったときは、どれほど心を痛めるか分からない。学校は、いじめられている児童や保護者の気持ちをしっかりと受け止め、「学校は、子どもを守り、いじめの早期解消に全力を尽くします」と保護者へ説明し、保護者と連携を密にした対応を進めることが大切である。特に、児童にとって家庭は安心できる居場所としての役割を果たしてもらうことが重要である。家庭においては、児童がゆっくりとくつろげるような環境づくりに心がけてもらうようにする。

また、児童への接し方について聞かれた場合は、児童を一番理解できるのは家族なので、自信をもって、あわてずゆっくりと児童の話を聞いてもらうことである。それから、保護者が児童の一番の味方であり、「何があっても守る」ということを伝えてもらうようにする。

具体的に、次のようなことも注意してもらおう。

- ① いじめられていることが分かったときをお願いすること
 - ・お父さん・お母さんが、最後までしっかり守ってやるという気持ちを伝える。
 - ・お父さん・お母さんも一緒に考え、解決のための支援をすることを伝える。
 - ・いじめで傷付いているときは、無理をしないで休ませることも考える。
 - ・学校と連絡を密にし、一緒に解決することを共通理解する。
- ② いじめられている我が子に、愛情をもって接してもらおうこと
 - ・「あなたは私たちのかけがえのない子である」など、一人ではないことの話をする。
 - ・抱きしめたり、手を握ったりスキンシップを図る。
- ③ 好ましくない声かけはしないようにしてもらおう
 - ・「やられたらやり返してこい」
 - ・「反抗できない方が悪い」
 - ・「負けるな頑張れ、頑張れば強くなる」
 - ・「大したことではない。気にしすぎだ」
 - ・「いじめられるおまえが、悪いのではないか」
- ④ 危険信号を見落とさないようにしてもらおう
 - ・死にたいとかの発言やメモがないか。
 - ・自殺のニュースに同情するような発言はないか。
 - ・眠れない様子はないか。
 - ・死を賛美する発言はないか。

◎ クレームを言われる保護者に対して

いじめが起きたことに対する責任を問われたり、クレームを言われたりする場合がある。また、初期対応が遅れたり、保護者の思いを十分に理解できなかったりすると、こじれる場合もある。こじれてしまうと解決できることもできなくなる。そこで、まず、保護者に「子どものために、いじめの解消に全力で取り組みましょう。学校の批判については、いじめが解消した後に、じっくりと聞かせてもらうので、まずはいじめの解消に取り組ませてください」と理解を求める。クレームの対応より、いじめの解消に取り組めるようにすることが大切。

(2) いじめている児童の保護者への対応

我が子がいじめを行っていることを知らされた保護者は、いじめは絶対に許されないと真剣に受け止める保護者とあまり真剣に受け止めない保護者に分かれる。

前者の保護者とは、話も進めやすいし協力も得られやすいが、後者の保護者に対しては、慎重に説明しながら、具体的な対応の仕方について理解してもらおうことが大切である。保護者に対しては、もし児童がいじめをしていることが分かっても、いきなり叱ったり、責めたりすることがないようにお願いする。そして、「なぜ、いじめを行ったのか」など、親子で一緒に考え、児童の心と向き合う良いチャンスととらえてもらい、児童の気持ちをよく聞き、どうすればよいか、しっかり考えてもらうようにする。

家庭では、具体的に次のようなことも注意してもらおう。

- ① まずは、保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理・・・怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安などがある。
 - ・保護者も追い詰められ、防衛的又は攻撃的な態度をとることもある。
 - ・長所を認めながら、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

②事実だけをきちんと伝える

- ・憶測で話さない。また、いじめと関係ない日常の様子などは話さない。

③具体的な助言をする

- ・我が子への対応といじめた児童への謝罪は必ず行う。
- ・保護者の意向を聞きながら助言する。

④学校も児童の立ち直りをめざして支援することを伝える。

⑤いじめていることを伝えたときをお願いすること

- ・「いじめられる方にも問題があるのではないかな」などの言葉は絶対に使わない。
- ・両親と一緒に叱責しない。
- ・事実をしっかりと聞き出す。（どんなことをしたのか）
- ・いじめは絶対に許されないことだ。親としても許されないと児童へしっかり話す。
- ・相手を苦しめていることを児童に理解させる。
- ・話を聞いて間違った考えを正す。

⑥親子で謝罪をする気持ちをもってもらう

- ・いじめられた児童の立場に立って、不安を取り除き安心できるようにする。
- ・親が率先して謝罪し、親が謝る姿を児童に見せてもらう。

⑦今まで以上に、児童との関わりを多くもってもらうようにする。

- ・食事を一緒にとって会話する。
- ・休みの日など、子どもと一緒に過ごす。外出する。

◎ いじめを認めない保護者に対して

いじめの報告に対して、「以前、いじめられたから、お互い様だ」、「いじめられる方に原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」などと、いじめを認めない場合がある。どちらに原因があるにせよ、今、傷付いているのはいじめられている方である。まずは、傷付いている児童を楽にしてやるのが第一であることをしっかりと説得する。そして、トラブルの原因等の話し合いが必要なときは、いじめを解消して話し合いを持つようにする。

＜ＰＴＡや地域への対応＞

ＰＴＡや地域への対応については、ＰＴＡ役員や主任児童委員などの地域関係者をメンバーに加えた「地域団体緊急会議」を開催し、具体的な取組について協議する。

（１）地域団体緊急会議の臨時開催

- ① いじめの状況を報告して対策を協議する。
- ② 保護者や地域へ協力依頼を行う。

（２）ＰＴＡとの連携協力

- ① 保護者へいじめの問題について情報等を提供し、保護者同士で考えてもらう。
- ④ 学校と保護者との情報交換や意見交換の機会を設ける。

（①）地域との連携協力

- ① 地域から情報をもらう。
- ② 学校と地域住民との情報交換や意見交換の機会を設ける。
- ③ 地域の力を借りる。

＜教育委員会への報告＞

いじめの相談を受けて、いじめとして対応するときは教育委員会へ第一報を入れる。緊急性のある場合は教育事務所にも連絡を入れる。

＜報道対応＞

報道機関への対応にあたっては、教育委員会や関係機関との情報連携を密にすることが重要である。

（１）基本姿勢

- ①窓口を一本化し、校長が対応する。
- ②憶測や推測で対応しない。
- ③報道機関の取材には、誠意をもって対応する。
- ④事実を的確に要領よく説明する。（「何が、いつ、どこで発生したか」の明確な状況のみを簡明に）
- ⑤「言えないことは言えない（ノーコメント）」という発言にも、記者の納得のいく理由が必要であること。「現在、事実関係を調査中であり、事実が判明次第公表する。」旨を回答する。
- ⑥人権やプライバシーへの配慮を忘れないようにする。

（２）報道機関への報告内容

- 発生した事実
- 発生の日時、場所
- 状況（事件・事故の状況、被害状況、症状、影響など）
- 原因
- 事件・事故の関係者
 - * 関係者が、職員の場合には、〇〇区・校種・職名・年齢までとし、児童の場合には、校種・学年まで。
- 当面の処置
- 今後の対応
- 学校の概要
- 問い合わせ先（校長氏名、電話番号）

2026 いじめ防止と心の育成に関する年間活動計画

月	生活目標	行事 活動名	具体的な内容	いじめ防止の観点
4	・気持ちのよいあいさつやことばづかいをしよう ・きまりを守って生活しよう	入学式 1年生を迎える会	ふれあい班でのゲーム	・あいさつや受け応えを誰とでも同じようにしている。 ・校内のきまりを守っている。
5		あいさつ運動 ふれあい集会 e-スポ2026	生活委員会の計画による 前期ふれあい班での旗づくり	
6	・幸せな学校をつくろう ・あたたかい言葉づかいをしよう	ふれあいウォーク 教育相談 全校SSE	高田城址公園のウォークラリー しあわせ集会①	・ふれあい班での自分の役割や相手の気持ちを考えて行動している。
7		町子ども会	夏休みの生活	・休み時間に自分の居場所がある。
8、9	・気持ちのよいあいさつやことばづかいをしよう	全校SSE あいさつ運動	生活委員会の計画による しあわせ集会②	・あいさつや受け応えを誰とでも同じようにしている。 ・誰にでもにあたたかい言葉をつかっている。
10		全校SSE ひがし音楽会 ふれあい集会	前期ふれあい班 お別れ会 後期ふれあい班 顔合わせ	
11	・幸せな学校をつくろう	同和教育研修会 教育相談	しあわせ集会③	・あいさつや受け応えを誰とでも同じようにしている。
12	・物を大切にしよう	個別懇談 町子ども会	冬休みの生活	・校内のきまりを守っている。
1	・気持ちのよいあいさつや返事をしよう ・感謝の気持ちや言葉を行動で伝えよう	あいさつ運動 ふれあい班ラリー	生活委員会の計画による 校内ウォークラリー	・あいさつや受け応えを誰とでも同じようにしている。 ・友達のよいところを認め、伝えている。
2		教育相談		
3		6年生を送る会 町子ども会	ふれあい班プレゼント、ゲーム	